

福島県後期高齢者医療広域連合入札結果等の公表に関する要綱

(平成29年11月8日訓令第12号)

(目的)

第1条 この要綱は、福島県後期高齢者医療広域連合（以下「本広域連合」という。）が執行する一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）の結果等の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 競争入札の結果等の公表対象は、本広域連合が発注する業務及び物品の買い入れとする。

(公表する事項)

第3条 公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 入札者名

(2) 入札等の経過及び結果

(公表の方法)

第4条 競争入札の結果等の公表は、本広域連合のホームページへの掲載及び総務課において前条各号に掲げる事項を記載した文書（様式第1号）を閲覧に供する方法により行うものとする。

(公表の時期及び期間)

第5条 公表は、入札後すみやかに行うものとし、公表期間は、入札日の属する年度の末日までとする。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 入札結果及び経過

- 1 業務等名
- 2 入札方式
- 3 入札告示日  
（又は通知日）
- 4 入札執行日
- 5 入札執行場所

入札者名	入札結果		摘要
	第1回入札額	第2回入札額	

落札金額は、上記の入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額となります。